

理由書

銚子連絡道路は、山武市松尾町から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。

都市計画を定める土地の区域（千葉県知事決定）

○追加、変更により新たに道路区域となる土地の区域

旭市 大字川口字入道内、塔ノ前、西、東、前沼及び高橋の各一部の区域、大字井戸野字万五台、萩山、新野場、上ノ谷、登戸、重畳島、高野前、大嶋、神ノ後及び勝見田の各一部の区域、大字ニ字小柳、妙閑及び下川の各一部の区域、大字仁玉字馬場後及び宮ノ後の各一部の区域、大字ハ字西新堀、新堀、下宿向、羽丸田、妙見、五反田及び大塚の各一部の区域、大字椎名内字榊の一部の区域、大字西足洗字大根町、替地、院地内及び高城の各一部の区域、大字イ字瀬道、役政、遊台沼、上台田、道山野及び孫田の各一部の区域